

令和8年3月26日会議概要

第1 日時

令和8年3月26日（木）午前9時20分から午前11時25分までの間

第2 出席者

池坊委員長、森委員、森田委員、在田委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、サイバー対策本部長、京都市警察部長、警察学校長、情報通信部長等
《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

(1) 初任科第276期卒業式出席（3月24日）

委員から、「この期は、人数が少ないながらも力強く、同期の絆も固いように感じられた。卒業生は、社会人経験者が多いと聞いているが、これから警察官として、これまでの経験も活かした活躍を期待している。」旨、発言があった。

(2) 諒の樹（まことのき）及び慰霊碑の参拝・献花、警察犬視察（3月24日）

委員から、「諒の樹は、令和6年に柔道練習中の事故で亡くなられた職員を偲び植樹したものであるが、このような不慮の事故が二度と起こらないよう再発防止の徹底をお願いしたい。」「慰霊碑への献花を行ったが、多くの警察官の献身、犠牲があり、今の京都府警察があると実感した。この存在を語り繋ぐとともに、力に変えて日々の業務を遂行することが重要と感じた。」「警察犬舎等を視察したが、警察犬は特殊な才能を持つ鼻の捜査官という京都府警の一員であると感じている。警察官と警察犬のそれぞれが、力を発揮しながら、これからも業務を行っていただきたい。」旨、発言があった。

2 議題

(1) 自転車等の交通違反に対する交通反則通告制度について

交通部長から、本年4月1日から自転車等の交通違反に対して交通反則通告制度（青切符制度）の適用が開始される旨、報告があった。

対象者は、16歳以上の自転車等利用者で16歳未満の者は原則指導警告とすること、取締りの基本的な考え方は、「指導警告」を原則とし、交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」は積極的に検挙措置をする等の従来の考え方から変更がないこと、違反の適用区分は従来通り刑事手続きにより処理する違反と、交通反則通告制度を適用する違反があること、実際に取締りに従事する警察職員を対象とした研修会を実施し、当府警察として公平かつ適正妥当な違反取締りを推進することについて説明があった。

委員から、「悪質危険な違反というのは、具体的な危険が生じた場合のみ検挙するのか。」旨、質問があり、交通部長から、「具体的な危険発生の有無に関わらず、一定の危険な違反類型については交通反則通告制度を適用することになる。」旨、回答があった。

委員から、「府民は、この制度について未だ十分な理解をしていないと思うので、様々な機会を通じ周知徹底をお願いしたい。」旨、発言があった。

(2) 「令和8年春の全国交通安全運動」の実施について

交通部長から、本年4月6日から同月15日まで実施される「令和8年春の全国交通安全運動」について報告があった。

本年4月6日、京都市左京区岡崎所在のロームスクエアにおいて開催されるスタート式を皮切りに、通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保、「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上、自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を運動重点として、交通事故防止の徹底を図る活動を実施する旨、説明があった。

委員から、「よろしく願う。」旨、発言があった。

(3) 京都府警察職員の特別派遣について

警備部長から、警察法第60条第1項に基づく援助要求に対して、警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

(4) 初任科合同入校式の実施について

警察学校長から、本年4月10日、警察学校において実施される初任科第278期、第279期、一般職員初任科第39期の合同入校式に関して、入校生及び式の概要について報告があった。

今回の入校生の特徴として、当府警察初のサイバー対処捜査官3人が入校する旨、説明があった。

委員から、「入校生が、訓練を積んで立派な警察官として一線で活躍できるように育てていただきたい。」旨、発言があった。

3 聴聞等

運転免許関係行政処分について

運転免許試験課交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、14件の行政処分を審議した。

4 個別決裁

(1) 京都府警察職員の特別派遣について

警備第一課警備対策官から、警察法第60条第1項に基づく援助要求に対して、警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

(2) 公安委員会宛て苦情について（受理5件、処理1件、意見要望3件）

総務課公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情申出に関して受理5件、公安委員会宛ての意見要望3件の報告があり、処理方針を決定した。また、公安委員会宛ての苦情申出1件について、調査結果及び通知案の説明があり、審議の上、通知内容を決定した。

5 個別報告

(1) 定年引上げ制度の概要及び旧定年年齢（60歳）退職者数について

警務部理事官から、定年引上げ制度の概要及び当府警察における旧定年年齢（60歳）

退職者数について報告があった。

(2) 国家賠償請求控訴事件の発生及び応訴について

監察官室訟務官から、令和7年11月12日、京都府を被控訴人とする国家賠償請求控訴事件が東京高等裁判所に控訴されたことに伴い、棄却を求めて応訴する旨、報告があった。

(3) 京都市火災予防条例の一部改正に伴う火災警報等の運用について

生活保安課長から、京都市火災予防条例の一部改正に伴い「火災警報」の運用の一部変更等について報告があった。

(4) 南丹警察署管内における小学生男児の行方不明事案について

人身安全対策課長から、南丹警察署管内における小学生男児の行方不明事案について報告があった。

(5) 当面の行事予定等について

総務課公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。